＊幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する方用＊

預かり保育無償化のための施設等利用給付認定の御案内

❶ 幼児教育・保育の無償化について

⑴ ３～５歳児クラスの児童の幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分）の保育料（利用者負担金）が無償化されます。また、満３歳で入園した場合も無償化されます。手続きは必要ありません。
⑵ 教育標準時間の前後に預かり保育を利用している方は、水戸市から「施設等利用給付認定」を受けた場合に、保育料が無償化の対象となります。認定を受けるためには、水戸市への申請が必要です。
⑶ 給食費・教材費・行事費・通園バス代などは無償化の対象外です。

【無償化のイメージ】

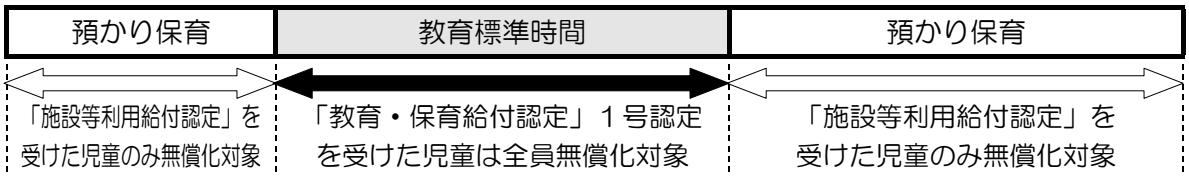

❷ 施設等利用給付認定について

施設等利用給付認定は、預かり保育等の保育料が無償化されるために必要な「保育の必要性の認定」であり、新１号・新２号・新３号認定の３区分に分かれています。

預かり保育の保育料が無償化されるためには、新２号認定又は新３号認定が必要になります。認定を受けるためには保護者の保育の必要性の事由が必要です。

１　認定種別

認定種別	認定対象の小学校等就学前子ども	無償化の対象となる施設・事業
新１号認定	・満３歳以上	子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部
新２号認定	・３～５歳（4月1日現在の満年齢） ・保育の必要性がある	**幼稚園・認定こども園の預かり保育**、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業
新３号認定	・０～２歳（4月1日現在の満年齢） ・保育の必要性がある ・住民税非課税世帯	**幼稚園・認定こども園の預かり保育**、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業

２　認定対象者のフローチャート（新２・３号認定）

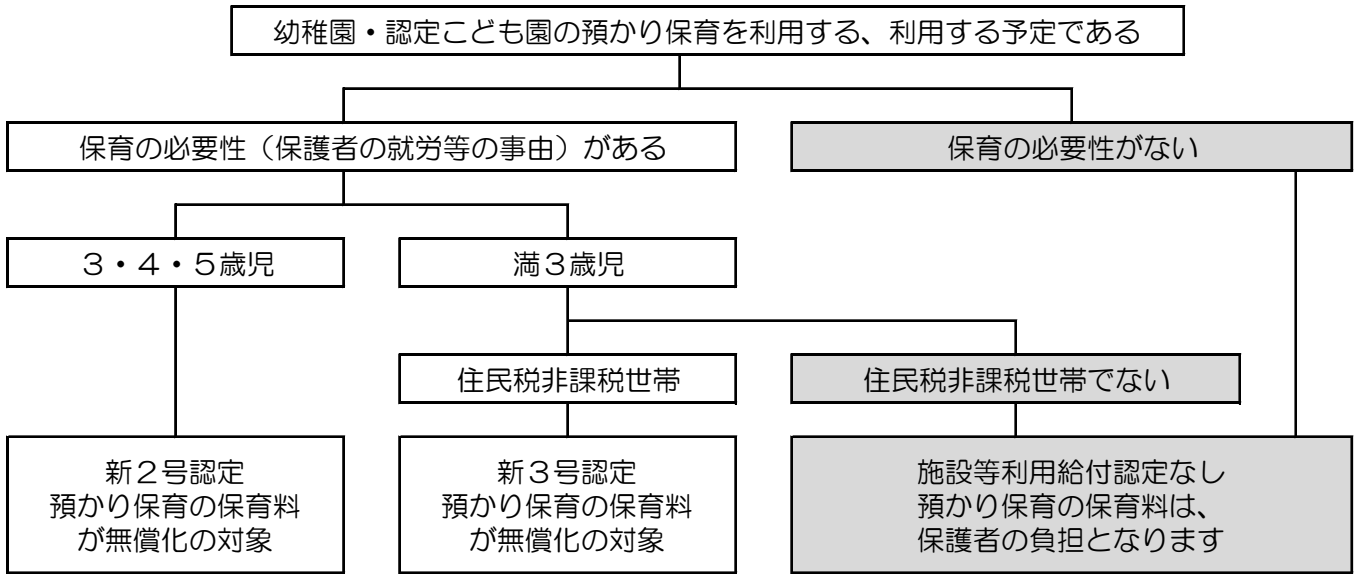

3　保育を必要とする事由・認定有効期間等

	保育を必要とする事由	認定の有効期間
①	**就労（月 64 時間以上）** ※就労の事由で認定を受けている方で、育児休業を取得する場合は、お問合せください。	小学校等就学まで （就労内定や基準（月 64 時間以上）を満たしていない就労の場合は、認定開始日から起算して 90 日を迎える日の属する月の末日まで）
②	**妊娠・出産**	おおむね産前２か月（多胎妊娠の場合は産前４か月）から出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
③	保護者の**疾病・障害**	小学校等就学まで
④	同居又は長期入院等している親族の**介護・看護（月 64 時間以上）**	小学校等就学まで
⑤	**災害復旧**	小学校等就学まで
⑥	**求職活動**（起業準備を含む）	認定開始日から起算して 90 日を迎える日の属する月の末日まで
⑦	**就学** （職業訓練校等における職業訓練を含む）	保護者の卒業・修了予定日の属する月の末日まで
⑧	**虐待やＤＶ**のおそれがあること	小学校等就学まで
⑨	その他、上記に類する状態として市区町村が認める場合	申請内容による

❸ 申請から無償化までの流れ

申請書類の配布
- 申請書類は在籍する幼稚園・認定こども園で配布します。
- 保護者の保育の必要性の事由に応じて、準備が必要な書類があります。

申請書類の提出
- 申請締切日：認定を希望する月の前月 20 日まで
  原則として申請書類を提出した日の翌月（１日）からの認定となります。
  申請を市で受け付けた日から日付を遡って認定することはできません。
- 提出先：在籍する幼稚園・認定こども園　又は　水戸市幼児保育課

申請内容の確認
- 提出された書類に基づき、保育の必要性の事由に応じて、水戸市が「施設等利用給付認定」を行います。
- 市では必要に応じて、就労状況や世帯状況等について確認する場合がありますので、御協力ください。

※事実と異なる虚偽の記載があった場合には認定申請を却下し、認定後に明らかになった場合は、認定を取り消します。

認定の通知
- 認定された場合は、「施設等利用給付認定通知書」により通知します。
- 認定要件に該当しない場合は、「施設等利用給付認定却下通知書」により通知します。

認定を受けた場合の預かり保育の利用
- 認定を受けた場合も、預かり保育の保育料は一度施設にお支払いただきます。
- 利用に応じて、施設から月ごとに領収証・提供証明書が発行されます。

施設等利用費の請求
- ３か月に一度、支払った保育料を市に請求することで、「施設等利用費」として給付を受けることができます。請求には上限額があります（４ページ）。
- 請求には、請求書及び施設発行の領収証・提供証明書の提出が必要です。
- 市では、提出された請求書類を審査し、認定申請時に記載された保護者の指定口座に施設等利用費を振り込みます。

※請求手続きについては、３か月毎の請求時期が近くなり次第お知らせします。

❹ 申請に必要な書類

全員必要

⑴ **子育てのための施設等利用給付認定申請書**（申請児童１人につき１枚の提出が必要です。）

⑵ **申請書の保護者欄に記載した「申請保護者名義」の口座の預金通帳等の写し**
振込先金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が分かるように写しを添付してください。

⑶ **保育の必要性を証明する書類**（父・母両方の書類が必要です。）
※認定こども園（保育所機能部分）、保育所の利用を申し込んでいる方で、幼児保育課に書類を提出済みの場合は、提出不要な場合がありますので、提出している旨をお申し出ください。
ただし、就労等の状況が変わっている場合は、新たに就労証明書等を提出してください。

	保育を必要とする事由	提出が必要な書類	
①	就労 ※認定の基準（月 64 時間以上）を満たしていない就労や、就労内定の場合は、誓約書の提出も必要です。	被雇用者	就労証明書
		自営・農業	就労状況申告書
②	妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が記載されたページ）	
③	保護者の疾病・障害（ア及びイ）	ア　申立書 イ　診断書、障害者手帳、療育手帳等の写し（いずれか）	
④	介護・看護（ア及びイ）	ア　申立書 イ　診断書、障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し（いずれか）	
⑤	災害復旧	申請内容による	
⑥	求職活動	誓約書	
⑦	就学（ア及びイ）	ア　在学証明書、学生証の写し（いずれか） イ　時間割、カリキュラム（いずれか）	
⑧	①～⑦以外の事由に該当する場合は、お問合せください。		

満３歳児が必要

⑷ 市区町村民税非課税証明書

４～８月分の認定に必要	前年度の非課税証明書	※前年１月１日時点で水戸市に住民登録があった方は提出不要です。
９～３月分の認定に必要	今年度の非課税証明書	※今年１月１日時点で水戸市に住民登録があった方は提出不要です。

生活保護を受けている方は提出不要です。
家計の主となっている方（生計の中心者）が祖父母や同居の親族等（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）と判断される場合や、生計同一の同居人（未婚姻の場合を含む。）がいる場合、その方も非課税であることが認定の要件となり、その方の書類も必要です。

⑸ 生活保護を受けている場合：被保護証明書または受給証の写し（市生活福祉課が発行）

該当者のみ必要

⑹ ひとり親世帯の場合

世帯の状況	必要な書類
両親が離婚調停中で住所と生計が別の場合	調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）
その他の場合 （ア～ウのいずれか）	ア　児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は、市で確認を行うため、提出不要です。 イ　遺族年金証書の写し ウ　離婚届受理証明書又は戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住民登録が同住所の場合（世帯分離も含む）は、ひとり親として取扱いません。

⑺ 水戸市外に住民登録している保護者がいる場合（単身赴任等）：住民票の写し

書類の発行や準備が間に合わない場合は、幼児保育課に御相談ください。
必要に応じ、追加で書類を提出いただく場合があります。指定する期日までに幼児保育課に御提出ください。

❺　認定を受けた後に必要な手続き

施設等利用給付認定（新２号又は新３号認定）を受けた後で、次のような事例に該当した場合は手続きが必要です。確認の上、手続きしてください。なお、表に記載されている事項は代表的な事例です。記載事項以外の事例が生じた場合の手続きや御不明な点については、幼児保育課にお問合せください。

また、年に一度、保育の必要性の事由を確認するために「現況届」の提出が必要です。手続きにつきましては、現況確認の時期が近くなりましたら、市からお知らせします。

事　例		必要な手続き	
		新２号認定	新３号認定
①	**求職活動・就労見込・基準（月 64 時間以上）を満たさない就労で認定を開始した場合**	・認定有効期間は、認定開始日から起算して 90 日を迎える日の翌日が属する月の月末までです。 ・認定有効期間終了までに基準を満たした就労証明書の提出がない場合は、施設等利用給付認定を取り消します。	
②	**保育の必要性の事由がなくなった場合** 【例：退職した、疾病が治癒した、等】	・保育の必要性の事由がなくなった場合は、認定を取り消しますので、幼児保育課に御連絡ください。 ・保育の必要性の事由がなくなったことを申し出ず、施設等利用費を受給したことが判明した場合は、市に返還していただくこととなります。	
③	**保育の必要性の事由や状況が変わった場合** 【就労先や就労日数・時間が変わった、等】	・保育の必要性を証明する書類（３ページ）の提出が必要です。	
④	婚姻・離婚・同居等で世帯構成に変更が生じた場合	・手続きが必要な場合がありますので、幼児保育課に御連絡ください。	
⑤	３歳児（４月１日現在の満年齢）になった場合		・水戸市が職権により新３号認定から新２号認定に変更します。保護者の方による手続きは不要です。
⑥	新３号認定で非課税から課税世帯になった場合		・課税世帯になった場合には、認定を取り消します。幼児保育課に御連絡ください。
⑦	市外に転出する場合 ※現在利用している施設を継続して利用する場合も、手続きが必要です。	・水戸市の施設等利用給付認定を取り消します。 ・転出後も同一施設・事業所を利用する場合、無償化対象となるためには転出先市町村で新たに施設等利用給付認定を受ける必要があります。	

❻　施設等利用給付認定を受けた場合の預かり保育利用について

１　認定後の預かり保育の利用について

施設等利用給付認定を受けた場合は預かり保育の保育料が無償化の対象となりますが、認定を受けたことにより預かり保育の利用を保障するものではありません。利用については各施設にお問合せください。

２　施設等利用費の請求の上限額

預かり保育を利用し、施設等利用費を市に請求する場合、１日当たりの上限額が定められています。請求の上限額は 450 円×利用日数で、請求できる金額（月額）は次のとおり算出します。

実際に施設に支払った預かり保育料の金額（月額）	と	450 円×利用日数で算出した金額	を比較し、低い方の金額が請求できます。

※ただし、月額上限額は、新２号認定は 11,300 円、新３号認定は 16,300 円です。

※利用する幼稚園・認定こども園の預かり保育実施状況によっては、預かり保育に加えて認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター（以下、「認可外保育施設等」といいます）の保育料も請求できる場合があります。
その場合の請求の上限額は、預かり保育の無償化対象額と合わせて新２号認定（３～５歳児）は月額 11,300 円、新３号認定（満３歳児）は月額 16,300 円となります。認可外保育施設等を併用する方は、請求が可能かどうかを利用する幼稚園・認定こども園又は幼児保育課に確認してください。

お問合せ先	〒310-8610　水戸市中央１丁目４番１号 水戸市こども部　幼児保育課　入園入所係　（☎029-232-9243）